

馬建忠の朝鮮紀行

——一八八二年、清朝・朝鮮・日本関係の転換——

岡 本 隆 司

【要約】 一八八二年は清朝・朝鮮・日本の関係が大きく転換した年である。その過程はすでに少なからず研究がなされてきたが、この年三たび朝鮮に使した馬建忠という人物の役割は、顧みられていない。本稿は同年はじめ、清朝の仲介のもと、朝鮮とアメリカが締結したシューフェルト条約調印の立会いのため、朝鮮に派遣された馬建忠の活動をあとづけて、かれの役割を明らかにしようとしたものである。その結果、条約交渉でなかなかずく問題となった「属国自主」の条項に、清朝の立場からあらたな定義を与えて、以後の清朝と朝鮮の関係を決定的に方向づけたのは、馬建忠であった事実が判明した。

史料 八二巻六号 一九九九年一月

はじめに

一九世紀後半、日清戦争にいたるまでの東アジアの国際関係史は、在来の秩序構造と西洋近代の新秩序との対立を軸とする展開だとみなすのが、その全体像の理解にもっとも便宜である。この構図はどの研究もひとしく依拠するところだが、そのとらえ方は変わってきている。以前は対置される両秩序のうち、後者を事実解釈の基準とし、その基準を前者にあてはめる傾向が強かったのに対し、近年では、前者の理解を重視し、それに立脚して後者との関係をみようとすることが多くなっている。

こうした研究史の方向じたいは、おそらくまちがってはいない。これによって、東アジア国際秩序の内容と推移が、いっそう的確に把握できるようになったからである。しかしあえて問題をあげるとすれば、全体の構図と重点がすでに自明に属するためか、史実の洞察がややもすればなおざりになり、史料の解釈もそれにともない、類型的に失しているように思われる。一つの事件があると、その過程や背景に対する周到な考察を欠いたまま、それを全体の構図のなかに位置づけ^①ており、みなおしを要する論点はなお少なくない。その一例として、朝鮮と清朝の関係が大きく変動した一八八二年の動向を指摘できる。そこに顧みられていない人物がいるからである。馬建忠その人である。

この年三たび朝鮮に使した馬建忠の存在が、見すごされてきたわけではない。この時期をあつかう研究は、ほぼ例外なくかれの朝鮮旅行記を利用しているので、かれの行動に注目し、その外交手腕を高く評価するものもある。だがその利用のしかたは副次的、断片的であって、かれに対する評価も、それと符節を合わせて、たんに李鴻章の補佐役・代理人とみたうえでのものにすぎなかった。かれの公的な地位・身分は、なるほど「李鴻章に仕えたサブ・リーダーズ」の一人でしかなかっただろう。けれども筆者が到達した結論をさきというなら、一八八〇年代以降の清朝と朝鮮と日本との関係に關するかぎり、かれこそがそのありかたを決定づけた人物なのであり、したがってかれの旅行記こそ、もっとも尊重すべき史料である。逆にいえば、それを系統的に読みこなそうとする試みはいまだなく、かれの役割が考察の対象にならなかったのも、そこに由来する。本稿ではそうした試みの一環として、朝鮮が西洋諸国と結んだはじめての条約であり、一八八二年の変動の序幕をなす、いわゆるシーフェルト条約の締結をとりあげ、かれが果たした役割とそれが有する意義を考えてゆきたいと思う^③。

① 代表的なものとして、茂木敏夫氏の「李鴻章の属国支配観——一八八〇年前後の琉球・朝鮮をめぐる——」「中国——社会と文化」第二号、一九八七年、をはじめとする一連の研究のみあげる。氏は一八

八〇年代の朝鮮を中心に、当時の周辺に対する清朝の姿勢を「形式Ⅱ 自主・実質Ⅱ 介入」と定義する。それは後述のように、誤ってはいないけれども、新旧両秩序の対立を所与のものとし、その長期的な動き

を大綱みに概念化するにとどまり、それが具体的に、どのような局面で、誰の、いかなる役割で構成されていたのか、明らかにっていない。「形式」自主・実質「介入」と表現しうる展開にしかなりえなかった当時の要因を、史実に即して逐一ときあかし、それを通じて両秩序間の対立の具体相を再構成する余地は十分に残されている。

② 引用は、坂野正高『中国近代化と馬建忠』東京大学出版会、一九八五年、九一頁による。これに代表される馬建忠研究は、ほぼ思想史の文脈で行なわれてきたといつてよい。坂野氏は馬建忠の論説から「思惟方法の」「悟性的抽象性」を「えぐ」りだし、かれを「失意の才人」「挫折の知識人」とみなす(同上、一一六―一一七、五、四七、八二頁)。注意すべきは氏がそれに適合しない文章を、いいかえれば、現実にながしかの実効性と影響力をもったかれの議論と行動を、あえて捨象している点である。朝鮮も然りで、こうならざるをえないところに、思想史的文脈で馬建忠をみる一つの限界がある。濱下武志「近代中国における「アジアとヨーロッパ」、同『近代中国の国際的契機——朝貢貿易システムと近代アジア——』東京大学出版会、一九九〇年、二三五―二三七、二四〇―二四一、二八〇頁は、坂野氏のそうした方法を看破してか、意識的に馬建忠の朝鮮論をとりあげ、そこに「洋務論・変法論のアジア認識」の特徴をみだし、「朝貢システム」論の裏づけとしているが、それは性急に失する。朝鮮に対するかれの行動が、はたしてどこまで、自身の「アジア認識」にもとづくものだったのか、その考察を欠くからである。馬建忠の行動と「認識」をつなぐ、そうした媒介項として、茂木敏夫「馬建忠の世界像——世界市場・『地大物博』・中国——朝鮮宗属関係——」『中国哲学研究』第七号、一九九七年、一四一―一五頁は、前註所掲の論考でとされる全体的な清朝・朝鮮関係再編をあてがうが、これは作業の順序が逆である。それに

携わったのが馬建忠一人ではない以上、何がかれの行動に対する前提や制約や動因となっていたのか、その行動の結果、かれがいかなる役割を、いかほどの比重で果たしたこととなったのか、をまず明らかにしなければならぬ。換言すれば、かれの行動と役割を客観的情勢のなかで考えないうちから、清朝・朝鮮関係の再編を、あるいはそれに関するかれの言説そのものを、かれの「世界像」にむすびつけることはできない。こうした現状では、さしあたり思想と切り離し、かれの事蹟は事蹟として、可能なかぎり克明にあとづけてゆくほかあるまい。そうした作業に思想と接続する材料の発見を期するのが、思想史的文脈の限界の打破にも、けっきょくは捷徑なのではあるまいか。

③ 本稿でまずシューフェルト条約をとりあげるののは、その重要性もさることながら、史料上の条件によるところも大きい。『適可齋記行』に収める馬建忠の朝鮮旅行記は、かれが朝鮮奉使の復命書として、一再ならず北洋大臣に提出した「日記」「筆談」「密票」を編纂したものとおぼしい。おそらく馬建忠じしんがとっておいた、その手控えを直接の資料としたのであろう(『適可齋記行』「自記」光緒三十二年八月一日、参照)が、その写しは少なくともシューフェルト条約に関するかぎり、『清季中日韓關係史料』中央研究院近代史研究所編、一九七二年、第二卷(以下「中日韓」と略す)がほぼ完全に収録する。つまり『適可齋記行』巻四の「東行初録」(以下「記行」と略す)のうち、シューフェルト条約関連の記述は、その原資料とのつきあわせが可能で、「筆談」をはじめ、「記行」が載せていない文書・記事も利用できるのみならず、そこにみえる馬建忠の考え方や判断が、当時の清朝政府内でのように取り扱われたかを窺うこともできる。これまでもこの原資料は、ほとんど活用されてこなかった。管見のかぎり、そのほぼ唯一といつてよい例外に、宋炳基・金允植・李鴻章の保定・

天津會談——朝美條約締結（一八八二）을 위한 朝清交渉——
（下）『東方學志』第四五輯、一九八四年、二二五—二三〇頁がある
が、『記行』に拠るよりも詳細な馬建忠の行動の復原にとどまっている。

以下、内容が重複する『記行』とその原資料の引用は、より記述の
体裁が整っている前者を底本とし、『中日韓』所収の後者もあわせ注
記しつつ、必要があれば、文章を校訂したうえで行なう。

一 馬建忠派遣の背景

朝鮮における馬建忠の行動を論ずる前提として、かれが朝鮮に赴くにいたった理由とその背景を述べておかなくてはならない。もつともそれは、シューフェルト条約の締結過程というにひとしく、従前の研究がつぶさに描きだすところなので、ここで細大もらさずくりかえす必要はあるまい。^①かれの任務と行動に直結し、しかも通説に疑問が残る点だけみるにとどめよう。

(1) 朝鮮の条約締結をめぐる

周知のとおり、清朝が朝鮮に西洋諸国と条約を結ばせるため、公式に動きだすのは、総理衙門が光緒五年（一八七九）七月はじめ、同年四月末の丁日昌の進言をとりあげてからのことである。その目的は朝鮮を清朝の「属国」としてつなぎとめ、東三省の安全を確保する、当時の局面で端的にいいかえれば、日本の朝鮮併吞を防ぐにあった。^②清朝政府はそれまでも、日本側の動きに朝鮮の領土を侵そうとする野心をみとめ、日本と日清修好条規を結んだのも、それを未然に阻止するねらいがあった。^③ところがこのときになると、現実におこった琉球処分という事態をうけ、あらためて日本の脅威を切迫して感じ、「琉球の覆轍を蹈ま」ないよう、具体的な対応を余儀なくされたのである。朝鮮の条約締結は、北京政府にとつては何よりも日本の牽制をめざすものだった。まずこれを確認しておこう。

しかし条約の締結は、清朝政府が直接、朝鮮政府に強制できるものではなかった。いわゆる「属国自主」の原則で、

「政教・禁令」を「みずから為す」朝鮮が「欲しないものを強いるわけにはいかな」かったからである。そこで北洋大臣李鴻章をして、かれがかねてより連絡を保っている朝鮮の領中枢府事李裕元を介し、「丁日昌の進言を李鴻章の意見として」朝鮮側に伝えさせることにした。李鴻章もこれに賛成し、さっそく李裕元に書翰を送り、朝鮮への説得工作にとりかかったけれども、当の李裕元がそれに反対の立場をとるなど、一年たつてもはかばかしい成果はあがらなかった^⑤。朝鮮がまがりなりにも条約締結をうけいれようと、それまでの姿勢をかえはじめるのは、光緒六年八月末に修信使金弘集が日本より『朝鮮策略』をもちかえってからのことで、国王はじめ少数ながら、その趣旨に共鳴する政府首脳がいたためである。『朝鮮策略』とはいうまでもなく、清朝との関係改変・日本との関係改善・アメリカとの条約締結を朝鮮に勧めた、清朝駐日公使館参贊黄遵憲の執筆にかかる小冊子である。朝鮮側の条約締結の動機は、北京政府の既定の方針にしたがった北洋大臣ではなく、日本公使館のはたらきかけに応じて生まれたものだった。この点にも眼をとめておきたい。

部下の黄遵憲の『朝鮮策略』が、朝鮮の「朝議一変」をもたらしたと判断して、駐日公使何如璋は総理衙門に「主持朝鮮外交議」なる意見書を提出した^⑥。これは『朝鮮策略』が提起した朝鮮・清朝の関係改変という論点を、清朝の立場から具体的に展開したもので、清朝本国政府の基本的な姿勢を問いなおす内容にもなっている。そのきわだった特徴は、第一に朝鮮の条約締結を国際法に即してみるところ、第二にそこで仮想する主敵をロシアに限定し、日本をそこから除外したところにある。

第一の点で何如璋が危ぶむのは、条約締結が国際法にのっとる行為である以上、「朝鮮がみずから条約を締結するのをゆるせば、他国はみな朝鮮が自主だとみなして、中国の属国はたちまちその名分を失ってしまう」にあった。朝鮮をひきつづき清朝の「属国」とするには、条約締結にあたり、清朝がこれを朝鮮に命じるかたちをとって、朝鮮を可能なかぎり国際法上の属国に近いものとしておかねばならない。かれはその具体的な方策を三つあげているが、ここではそれらをよくわしくみる必要はないので、まとめて属国化策とよぶ。着目すべきは、何如璋のいう「自主」とは、明らかに独立を意味

し「属国」を否定する概念となっていることである。国際法に依拠して論理をくみたてた必然的な帰結ともいえようが、「自主」と「属国」が両立しない対立概念だとする考え方は、江華条約以来、日本がくりかえし清朝・朝鮮に表明しては、却けられてきたもので、とりもなおさず日本の論理だといってよい。日本に駐在する何如璋は、日本の論理を承知のうえで、日本の想定する「自主」の意味が生じる余地をなくそうと、朝鮮の属国化策をと考えたとも読める。

ところがそうした属国化策を実行するとなると、朝鮮の側がはたしてそれにしたがうかどうか未知数だし、江華条約で朝鮮を「自主之邦」と規定した、日本の利害にも反するはずである。何如璋は朝鮮の態度については、『朝鮮策略』で清朝との関係における「旧章」を「やや変ず」るよう勧告しており、その「変ず」る内容こそ、属国化策にほかならない。日本に対してすら、条約を結んで従来との関係をあらためたくらいだから、これまで「恭順を称し」「上國」と奉ずる清朝が命ずれば、よろこんで服するにちがいない、と断じている。^⑧日本の利害については、捨象しているため判然としないが、第二のロシアを主敵とする点と連関している可能性がある。日本の大敵でもあるロシアの南下を防ぐという目的なら、属国化策に対し日本も最終的に異存はない、との判断に立っていたのかもしれない。

こうした何如璋の見解には、まず総理衙門が異議をとえ、李鴻章もそれをうけ、いつそう具体的に属国化策が不可なるゆえんを説いている。両者ともロシアへの懸念がないわけではなかったもので、その点にかかわる反駁はみえない。かれらが問題としたのは、それまでの「属国自主」との整合性である。何如璋が「朝議一変」の論拠として、朝鮮の偵探委員李東仁から入手し、「主持朝鮮外交議」とともに送付した「朝鮮政府會議節略」なる文書には、二百年来の清朝との関係改変、アメリカとの条約締結に対する懷疑が記してあったから、李鴻章は『朝鮮策略』の影響で、朝鮮の「朝議」が「一変」したとは信じられなかった。だとすれば、何如璋の属国化策は『朝鮮策略』の受諾を前提とする以上、朝鮮がどのように対応するか予断を許さない。清朝がにわかに従前の関係を覆し、露骨に条約締結を強制しては、かえって朝鮮は態度を硬化させ、清朝にしたがわなくなるばかりか、そのために各国の非難を清朝が一身に浴びるおそれもあった。^⑩

李鴻章がいまひとつ懸念したのは、朝鮮・清朝がすでに締結していた条約との関係である。朝鮮はすでに「属国自主」にもとづいて日本と条約を結んでおり、そこに清朝が介入しようとしなかった以上、いまさら西洋諸国との条約締結に、清朝がみずからのりだすわけにはいかない。それを逆手にとられて、清朝がさきに武力で強要された不利な条約に拘束されるおそれもある。そうした事態をまねかないためにも、「属国自主」を尊重して、清朝はなるべく表にせずに「維持保護」するほうがよい、というのが李鴻章らの結論であった。^⑪

何如璋はこの回答をうけると、別の筋からえた情報も考えあわせて、朝鮮の「朝議一変」は過大評価だったと思わない^⑫。清朝が朝鮮に強制しての条約締結は不可だという見解にも、さしあたり納得した。^⑬しかし総理衙門・李鴻章の説明に、まったく承服したわけではない。朝鮮を清朝の「属国」とするのには両者のちがいはないが、それを「自主」との関係でどう考えるかで、なお隔りがあったからである。何如璋の考えが「属国」の意味をあらためて国際法の属国に重ねあわせ、日本のいう「自主」を否定するにあつたのに対し、総理衙門・李鴻章は朝鮮の対応を考慮すれば、伝統的な「属国自主」を踏襲せざるをえないとの認識であつた。それなら「属国」の意味もあえて手をつける必要はない。朝鮮はすでに清朝の「属国」である。それはいわずとも自明だろう。日本のいう「自主」と宗属関係の「自主」^⑭。それに対応する「属国」の意味内容。このようにもはや一義的でなくなった「自主」と「属国」の関係だけは、何如璋も持論をまげなかった。たとえ条約の締結は朝鮮が行なうにしても「条約のなかにつかはずはなれず、適宜（中國の屬國）」という影をうつしださせさえすれば、外人も朝鮮を「自主之邦」とはみなさない^⑮と、さきの属国化策と手段はちがっても、「自主」を否定する必要性を訴えるところは、依然としてかわらない。「自主」と「属国」とをどう定義し関係づけるかは、この段階ではいまだ清朝政府内部の、観念的な、理論上の見解の相違にすぎなかったが、まもなく清朝政府の外にも波及し、重大な現実問題としてあらわれることになる。

(2) いわゆる属邦条項をめぐる

以上の論議をへて下された光緒七年（一八八二）正月二五日の決定で、朝鮮の条約締結を中心とする以後の「洋務緊要の件」は、「属国」との交渉を掌ってきた礼部を通さず、北洋大臣と日本公使がそれぞれ、朝鮮側と直接に協議すること、その過程で朝鮮側が自発的に条約を締結するよう、説得してゆくことになった。^⑮これは方針としては、総理衙門・李鴻章の考え方がさしあたり確認されたものの、その遂行はそれまでの経緯から、なお一元化しなかったことを示している。それがともかくも一元化して、アメリカとの条約交渉が現実には始まるのは、天津への留学生を引率する領選使として来華した朝鮮の吏曹参議金允植が、光緒七年十一月の末に李鴻章を訪れ、「密書」を手交したのを直接のきっかけとする。

この「密書」の趣旨は、清朝側の説くとおりアメリカとの条約締結は急務だが、朝鮮の国内情勢や対日・対露関係を考えあわせると、その達成は朝鮮だけでは困難なので、清朝皇帝が「明らかに詔旨を降し」て、条約締結をひろく知らしめ、清朝から「人員を〔朝鮮に〕派遣して、アメリカと条約交渉をさせ」、朝鮮国王はその威をかりて反対勢力の「蠢動」を抑えたい、というにあった。^⑯李鴻章も条約の締結にふみきることに、もちろん異存はない。けれども「密書」という手順では、皇帝の詔旨は「大臣等が各国と協議し、それがまとまってからあおぐ」ものだという、清朝の外交慣例と齟齬をきたすため、ひとまず金允植の提案を却げざるをえなかった。^⑰

金允植はこれを了解し、翌月末ふたたび保定で李鴻章と会談したとき、提案の内容をかえてきた。かれはあらためて受けとった朝鮮国王の密命にしたがい、李鴻章に対し、朝鮮側になりかわって「すみやかにアメリカ使節と協議に入るよう」求め、同時に、朝鮮本国より届いた条約案を示し、その「鑑定を願いでた」^⑱のである。こうして金允植を介した朝鮮国王の請願にこたえるかたちで、まず李鴻章が天津で、朝鮮国王派遣の使節の同意をえながら、アメリカとの交渉をまとめたのち、朝鮮で条約の調印を行なう、という手順がきまった。これなら清朝の外交慣例にも、朝鮮の自発的な意思を尊重する既定の方針にも背いていない。ようやくシューフェルト（Commodore Robert W. Shufeldt）と交渉できる環境が整っ

たわけである。

このとき金允植が李鴻章に提示した条約案は、三種あった。同年はじめ、朝鮮関係の「洋務緊要の件」を北洋大臣として所管した李鴻章本人が、ただちに馬建忠に起草させ、朝鮮に送付していたもの²⁰、朝鮮の機務参謀官李東仁の起草にかかると、そして黄遵憲が起草したものである。だが李鴻章はいずれにも難色をしめし、金允植の了解をえて、「属国自主」を第一条に謳うあらたな条約案を起草させ、清朝・朝鮮側の原案とした。逆にいえば史料にみえるかぎり、この時点までいわゆる属邦条項なるものは、存在しなかったのである。何如璋が「属国自主」に懐疑的だったのはもとより、総理衙門・李鴻章、さらには朝鮮側も、朝鮮が清朝の「属国」たるは自明で、ことさら言明するまでもない、とみていた蓋然性が高いから、「属国自主」を条約に明記する、という発想などなかったのも当然かもしれない。

そこで二つの疑問が浮かびあがってくる。第一に李鴻章はなぜ、自分が起草させたものも含むそれまでの条約案では不可だと考え、属邦条項を入れようとしたのだろうか。かれ自身は、光緒元年末の江華島事件をめぐる日本との交渉の経験から、朝鮮が「属国」たることを条約に記す必要をまったく感じていなかったわけではない²¹。しかしそうだとすると、なぜこのときだったのか。精確な因果関係はつかめないが、現在確認できるかぎりでは、ヴェトナム問題でのフランスとの対立に由来する、という秋月望氏の説が肯綮に当たっており、なんぞくフランスに対する駐仏公使曾紀澤の主張に触発されたと思われる²²。その意味で李鴻章が、光緒七年一〇月二日のフランス公使ブーレ (Frédéric-Albert Bourel) との会談を総理衙門に報告したなかで、かれの言を、

ヴェトナムが清朝の属国たることについては、「サイゴン」条約交渉のとき、ヴェトナムはまったくふれなかった。だからそのまま與國の礼をもって遇した²³。

と書きとどめているのは注目に値する。西洋諸国にとつて「属国」は自明ではなく、条約を結ぶにあたり「属国」だと言明しなければ、たちまち「與國」とみなされかねないことを、李鴻章もようやく悟り、朝鮮ではそうした禍根を絶つため、

条約に「属国」を明記しようと、にわかに決意したのであらう。

いま一つの疑問は、朝鮮側の金允植がなぜ、自国で準備してきた案も顧みず、いささか唐突な李鴻章の属邦条項挿入の提案に「翕服して、異詞がな」かつたのか、である。金允植はまず、朝鮮の対外関係全体を「中国に対しては属国だが、各国に対しては自主だ」^④と前提して、その意図をつぎのように述べる。

朝鮮が中国の属国たるは、天下みな知るところだが、属国を真摯に担おうとする意思が中国にないのが、かねてより憂慮された。朝鮮のように孤弱の形勢にある国では、大国の保護がなければ、現実には自立するのが困難なのである。いま李鴻章は……朝鮮という重き負担を、みずから毅然として担い、すでにそれを各国に声明し、条約に大書するからには、他日朝鮮有事のさい、もし全力で救わなければ、かならず天下の笑い者になる。中国が朝鮮を担うのをみれば、各国の朝鮮を軽んずる心も消えてゆこう。しかもその下文には「均得自主」と続いている。これなら各国との通交は、平等の権をもつてさしつかえない。権を失う忌にも触れないし、大に事える義にも背かない。^⑤

ここから窺われるのは、「孤弱」の朝鮮が「自立」してゆくには、清朝の「属国」でなければならぬ、換言すれば「属国」は「自主」を補完する関係にあるという論理である。金允植そして朝鮮側にとつて重要なのは、「自主」「平等」の「権を失」わないところにあつた。光緒八年二月に成稿した原案を朝鮮政府に通知したさい、金允植がそれに解説をくわえて、第一条にはとくに「中國屬邦」と記し、末尾に中国の年号を繫けてある。これでは自主の権に抵触し、日本人がみれば口実とするにちがいない。だが李鴻章の意ははじめからかくきまつていて、……朝鮮はいま中国に服属しており、もし自主に礙げがあると、いおうものなら、朝鮮には中国から離れて独立しよう（自尊各立）との心があるのだと疑われる。だからそれは口にしなかつた。^⑥といった論調からも、それは明白であらう。「自主」が最優先なのである。だからといって現状としての「属国」もいかに否定できない。それなら従来の「属国自主」を生かし、「属国」を「自主」に役立てるよう意味づければよい、というのがかれの考え方だった。

このような「自主」の自覚と強調は、朝鮮が各国と条約関係に入らざるをえない局面におかれて、にわかに生じたものである。^⑨より具体的にいうなら、すでに江華条約を結んでいた日本との関係が、もともと大きくかわっていた。その間の事情は、黄遵憲の条約案に対するみかたからも、うかがうことができる。

さきに述べたように、朝鮮側が条約締結にふみきつたのは、黄遵憲の『朝鮮策略』の所説によってであるが、その解釈は多分に主観的で、どうやら黄遵憲・何如璋の意図と一致するものではなかった。『朝鮮策略』にいう「やや旧章を變」じて「中国に親しむ」とは、「属国」の意味をあらためて「自主」を否定する、何如璋の属国化策をさす。黄遵憲じしんが起草した条約案の第一条に「朝鮮は中国政府の命を奉じて云云」と掲げ、かつて「主持朝鮮外交議」が提案した属国化策の一つをそのまま条文化していること^⑩で、それが確認できよう。ところが朝鮮側は、その「中国に親しむ」を、伝統的な宗属関係のうえにたつて、いわゆる「洋務」的な関係をもとりむすぶことだ、と解釈していたように思われる。このとき天津に留学生を派遣したり、清朝・朝鮮間の海禁解除や北京常駐の使節派遣を北洋大臣と協議しようとしていたのが、その好例である。少なくとも「中国に親しむ」と属国化策とが同義だ、と理解した形跡はみえない。^⑪

いっぽう『朝鮮策略』に「中国に親しむ」とならんでいわれた「日本と結ぶ」とは、日本との条約関係の完成である。その日本との条約は、朝鮮の「属国自主」にもとづいて結ばれたもので、条文にも朝鮮を「自主之邦」と規定しているから、朝鮮の側ではみずからの「自立」のみならず、日本との関係においても、「自主」の確保は譲れない。もちろん何如璋が否定しなかった「自主」は、「属国自主」と内容を異にするが、いずれにせよそれを否定しては、朝鮮の立場と矛盾が生じる。黄遵憲案を李鴻章がしりぞけたいきざつを金允植が説明し、

李鴻章が「第一款はあまりにも紛らわしいので、アメリカ側が受諾しないだろう」というのは、黄遵憲案第一条の「朝鮮は中国政府の命を奉じて云云」を指すもので、もしこう定めたら、アメリカも中国の命令のなかに混入されてしまうので、かならずうけないからである。わたしは、この条の言い方ではアメリカ側が受諾しがたいばかりか、われわれにも自主の権がある以上、この

まま採用はできないと思う^②

といったところからも、それが読みとれる。朝鮮側の理解に即しあえて極論するなら、『朝鮮策略』のいう「中国に親しむ」と「日本と結ぶ」のうち、朝鮮が優先するのは、後者に含まれる「自主」の思想である。朝鮮にとって前者の「属国」は、朝鮮およびその「自主」を清朝が庇護するという、あくまで朝鮮本位の手段でしかなかった。そう考えるからには、「属国」が「自主」を否定する何如璋・黄遵憲の構想より、両者両立する李鴻章の「属国自主」こそふさわしい。属国条項は黄遵憲案と同じく「属国」を明らかにするといっても、そうした点で「論のたてかたがちがっていた」^③のであり、清朝も西洋諸国も拘束する条約に、これを挿入するのに、金允植が賛成したのも当然である。

シューフェルトとの交渉にさきだち、条約案を一本にまとめ、表面的に一致したかにみえる清朝側と朝鮮側の立場は、このようにみえてくると、すでに矛盾をはらんでいたというべきである。朝鮮の条約締結という清朝政府の方針は、はじめから総理衙門・李鴻章の構想と何如璋・黄遵憲の構想とが並立した、二元的なものだった。清朝側ではその実施に李鴻章があたることになり前者でまとまっても、二元性そのものは、容易に解消されなかった。朝鮮側が受容したのは、後者だったからである。したがってそこに端を発する「属国」と「自主」の関係づけのちがいが、それぞれの対日観と不可分なまま、清朝側と朝鮮側のあいだに残存せざるをえない。李鴻章のほうは、朝鮮を清朝につなぎとめる「属国」の側面に重点があり、金允植のほうは、黄遵憲の構想を朝鮮の視点から換骨奪胎したもので、「自主」に重点があった。同じく「属国自主」といっても、その企図するところはおのずから異なっていたのである。

周知のように、シューフェルトと李鴻章との交渉で最大の争点となり、両者の主張が最後まで平行線をたどったのは、ほかならぬこの属国条項だった。シューフェルトが江華条約を「藍本」として、属国条項の挿入を拒んだからである。李鴻章がおそれたように、やはり「属国」は自明ではなかった。だからなおさら、属国条項に固執せざるをえなくなる。これは天津の交渉では、これを一時棚上げにした双方合意の条約草案に署名して、朝鮮での調印にまわすことにした。けれ

どもアメリカ側が、属邦条項の趣旨もうけられないとなれば、「属国自主」にもとづき朝鮮から請願をうけて行なった自分の交渉の根柢すら失われてしまうため、よしんば条約に明記できなくとも、アメリカ側がこれを承認したかたちになるよう、対策の準備は怠らなかつた。^⑤ 条約調印の立会いのため、清朝側委員の朝鮮派遣を正式に決定したのも、李鴻章からすればその一環である。その本来の目的は、朝鮮とアメリカの意思疎通をはかり、かつまた憂慮されるロシア・日本の介入を排除しつつ、首尾よく条約調印をはたすにあつたが、それとあわせて、あわよくば属邦条項の復活、さもなくばその代替策の実現をも、ひそかにめざすものだった。^⑦

かくして朝鮮にむかつたのが、天津で津海関道周馥とともに、交渉の実務にあたっていた馬建忠である。したがつてその任務は、残された属邦条項の懸案を解決して、最終的な条約の調印を実現させるにあり、それについてみれば、天津の交渉を通じ、ほぼ指針がきまっていたから、さほどの困難はないはずだった。ところがその背後には、属邦条項で規定する互いの関係に対する清朝と朝鮮との解釈のずれが横たわっていたし、両者の日本に対するみかたのちがいがそれと不可分であつた以上、日本の動静も無関係ではありえない。馬建忠は朝鮮でそうした問題を、身をもつて思い知らされることとなる。

① いうまでもなく、奥平武彦『朝鮮開国交渉始末』刀江書院、一九三五年が代表的で、なかんずくそれが詳述するアメリカ側の事情は、重複をさけ省略に従う。

② 中國史學會主編『洋務運動』上海人民出版社、一九六一年、第二册、三九四―三九五頁。『清光緒朝中日交渉史料』卷一、頁三一―三二。

③ 佐々木揚「同治年間における清朝官人の対日観について」『佐賀大学教育学部研究論文集』第三二集第二号（I）、一九八四年、二八、三〇―三一、三五―三七頁。

④ 『中日韓』三六一、三六三、三六六―三六八頁。

⑤ この前後の李鴻章と李榕元との交渉は、さしあたり原田環「朝・中「両載体制」成立前史——李榕元と李鴻章の書簡を通して——」、同『朝鮮の開国と近代化』淡水社、一九九七年、一九一―二八頁、とくに李榕元の態度は、二二〇―二二三頁を参照。

⑥ 『中日韓』四三七―四三九頁。

⑦ 同上、四四〇―四四一頁。

⑧ 同上、四四一頁。

⑨ 同上、四四六頁。

⑩ 同上、四四九頁。

- ⑪ 同上。
- ⑫ 同上、四五一一四五二頁。
- ⑬ 同上、四五七頁。
- ⑭ こうした「自主」の両義性にかかわる日本側の立場については、高橋秀直『日清戦争への道』創元社、一九九五年、五四頁、またとくに江華条約の「自主」条項をめぐることは、同『明治維新期の朝鮮政策』、山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』吉川弘文館、一九九六年、八六頁、高橋秀直「江華条約と明治政府」『京都大学文学部研究紀要』第三十七号、一九九八年、八八―八九、九八頁を参照。
- ⑮ 『中日韓』四五七頁。
- ⑯ 前掲『清光緒朝中日交渉史料』巻二、頁三一―三三。
- ⑰ 『李文忠公全集』奏稿巻四二、頁四〇、四一一―四三。
- ⑱ 同上、頁三八。
- ⑲ 『中日韓』五四八頁。
- ⑳ 同上、四八一頁。
- ㉑ 田保橋潔『近代日韓関係の研究』上巻、朝鮮総督府中枢院、一九四〇年、五三八―五四二頁、『李文忠公全集』訳署函稿巻四、頁三五。
- ㉒ 秋月望「朝中貿易交渉の経緯——一八八二年、派使駐京問題を中心——」『九州大学東洋史論集』第一三三号、一九八四年、九一、一〇一頁、同「朝中間の三貿易章程の締結経緯」『朝鮮学報』第一二五輯、一九八五年、一一三―一六頁。当時の曾紀澤の主張については、李恩涵『曾紀澤の外交』中國學術著作獎勵委員會、一九六六年、一七三頁を参照。
- ㉓ 『中法越南交渉稿』中央研究院近代史研究所編、一九六二年、第一冊、一八二頁。
- ㉔ 『中日韓』五九三頁。
- ㉕ 同上、五四九頁。
- ㉖ 金允植『陰晴史』『從政年表・陰晴史』國史編纂委員會編、一九七一年、所収、高宗一八年辛巳二月二六日の条、五二頁。
- ㉗ 同上、高宗一八年辛巳二月二七日の条、五七―五八頁。
- ㉘ 同上、高宗一十九年壬午三月初四日の条、一一―一二頁。
- ㉙ たとえば、時期はかなり下るが、金允植『雲集集』巻一五、頁一五―一六を参照。
- ㉚ 前掲『陰晴史』高宗一八年辛巳二月二七日の条、五七頁。
- ㉛ 朝鮮政府は『朝鮮策略』を受理したさいに、これまでの「事大」以上にさらに、親しむ、とはどういうことか、という疑問が出ており（『中日韓』四四六頁、当初よりその理解に苦しんでいた。黄遵憲の条約案がまもなく朝鮮政府にとどく（おそらくとも高宗一八年辛巳二月初三日、『中日韓』五〇五頁）ものの、その第一条がその疑問の解答にあたるとは気づかなかつた。そしてたとえば、朝鮮国王高宗の言に「日本にすでに開港通商を許しながら、中国にはなお海禁を墨守するとなれば、（中国に親しむ）に背く」（魚允中『從政年表』、前掲『從政年表・陰晴史』所収、高宗一十九年壬午二月一七日の条、一二六頁）とあるところからわかるように、かれらなりにえた解答は、中国との海上貿易開放をはじめとする「洋務」的政策の採用だったのである。
- なおこの言のなりたちから窺われるとおり、清朝をいわば日本と同等列にみなす考え方が、こうした解釈を導いていた。すなわち日本に対しては、江華条約でこれまでの交隣関係を確認したうえで、「開港通商を許し」ている、それなら清朝に対しても、事大関係を基本としながら、やはり「開港通商」を行なってゆく、というにあり、交隣と事大のちがいはあるにせよ、両者に同じ比重をかけて均衡を保ち、いずれにも偏しない立場をかためようとする論理なのである。かかる思考

法そのものが、のちに馬建忠から手厳しい反駁をうける。

③② 前掲『陰暗史』高宗一八年辛巳二月二十七日の条、五七頁。

③③ 同上。

③④ 『中日韓』五四八、五五七頁。

③⑤ いくつかの方策が交渉中にすでに表明されていたことは、C. O.

Paulin, "The Opening of Korea by Commodore Shufeldt," *Political Science Quarterly*, Vol. 25, No. 3, 1910, p. 492. を参照。奥平前掲書
一一二―一三頁はその翻訳である。

③⑥ 『中日韓』五五九頁。

③⑦ 同上、五六〇頁。

二 朝鮮における馬建忠

馬建忠は光緒八年（一八八二）三月一六日に大沽を発ち、翌日煙台に到着、そこで上海よりもどってきたシューフェルトと一八日に会い、馬建忠らは二〇日朝、シューフェルトらはその二四時間後に出発することを打ちあわせた。かくて中国をあとにした馬建忠は二二日、無事朝鮮に到着するが、ほどなく着くはずのシューフェルトは、二四日の夜になるまで来なかった。期せずして馬建忠とは同時に到着したのは、朝鮮に赴任してきた辦理公使花房義質が乗る日本艦船磐城である。①シューフェルトの遅れと花房義質との遭遇。このいささか予期せぬ事態が、馬建忠の行動を少なからず左右する。

シューフェルトが到着して、ようやく馬建忠も属邦条項の懸案を解決すべく、三月二六日に交渉をもつことができた。

けれどもシューフェルトの拒絶を翻すことはかなわず、属邦条項の復活はあきらめざるをえなかったので、当初の手はずどおり、朝鮮国王が属邦条項の趣旨を明記した照会を、アメリカ大統領に送付するという決着がはかられた。そのさい馬建忠は、アメリカが事実上、条約の交渉で属邦条項を承認したことにするため、その照会の日付を調印の前にくりあげる工作を施した。②こうして最大の障碍がとりのぞかれ、正式な調印をまつのみとなる。しかし馬建忠はここにこぎつけるまで、ことにシューフェルトの不在中に、避けて通れない重大な問題に直面していた。それは本来の交渉相手たるアメリカではなく、属邦条項を声明する朝鮮側の態度にかかわるものであった。

馬建忠が朝鮮に着いてまず接触したのは、かれを出迎えた旧知の四品鴻臚李應浚と、伴接官として派遣された二品参判

趙準永なる人物である。^③馬建忠はかれらから、アメリカとの条約調印にあたり、懸案として残っている属邦条項を朝鮮側がどう考えているのか、そして他方で継続中の朝鮮と日本との交渉はどうなっているのか、を知らうとした。この両者いかによつては、かれの任務も影響をうけかねないからである。馬建忠は到着早々の二一日、自分の乗る軍艦威遠に挨拶にきた李應浚と会談した。

「条約の第一条について、貴国の朝廷ではどんな議論がありますか」

「いまのところ詳しい知らせはありません。アメリカ本国の返電はあったのですか」

「煙台でシューフエルトと会って聞いてみましたが、まだないそうです。おそらく第一条の趣旨は、何か別の方法で声明せねばならないでしょう」

「それも朝廷にとりつぎましょう」

「いま貴国王が〔調印のため〕派遣される一品大員は誰ですか。お名前を教えてください。いつ来られるのですか」

「あなたのご到着後に派遣されると聞いておりますので、まだわかりません」

「あなたはすでに、第一条の趣旨を貴国の朝廷におとりつぎになったはずです。朝廷のお考えは、けっきょくのところがなものですか」

「わたしがとりついだときには、みな感心したと聞きましたが、賛同されたかどうかは、まだわかりません。いずれ〔調印の〕権限をもつ大臣とお会いになれば、確かなことがわかるはずだ^④」

馬建忠をいらだたせたのは、李應浚が朝鮮政府の意向をはっきり明かさないうところにあった。朝鮮側もすでに同意していたはずの属邦条項に対し、いきなりこれでは、かれも困惑したことだろう。李應浚がなぜこんな対応をしたのか、かれもそのときはよくわからなかったようだが、趙準永の言動からまもなく悟るところがあつたらしい。趙準永は翌二二日の朝、仁川からやってくると、馬建忠に上陸を請い、昼食をとにしたが、そのあと日本の使節が旧知だからといって日本

艦を訪問したまま、長時間もどつてこなかった。趙準永が夕刻、宿舍を訪ねてきたので、馬建忠は日本から来ているのが花房義實だと聞きだし、この日はこれだけにとどめた。^⑤このように日本と浅かならぬ関係にある趙準永なら、朝鮮と日本との交渉の現状もくわしくわかるだろうと思い、翌朝ふたたびかれと会談した。

「あなたが日本に行かれて、協議された税則・通商章程は妥結したのですか」

「わたしは視察が目的でしたので、その問題にはまったく関知しておりません」

「あなたと同行されたのは、趙秉鎬君ですか、それとも魚允中君ですか」

「魚允中君です」

「かれは昨冬天津にきましたが、帰国後会われましたか」

「ええ、すぐ会いました」

「何とおっしゃってましたか」

「何分あわただしかったので、ゆつくり話もしていません」

つとめて平静に出方をうかがっていた馬建忠も、ここにきて態度を一変させた。

「およそ事にあたるには、誠実をもつてせねばならぬ。君たちは言を左右にするばかりで、もつてのほかだ。ましてやわたしは大皇帝の特派を奉じてやってきた。それもみな貴国を助けるためだ。君の答えはありのままをいっておらず、もどかしい」

「心得ておるつもりで、あえてありのまま申し上げずにおきましようや」

「貴国は日本と通商条約を協議し、まだ妥結していない。局外の者はみな君の職位がきわめて重いことを知っている。日本に行きながら、知らない、とはいえない」

「趙秉鎬君の派遣は、なるほど通商・関税を協議する目的でした。でもわたしは日本の風俗を調べる目的で派遣されたのです。だからさきほど〈視察〉と申し上げました。渡日の任務がちがうのです」

「任務がちがうからといって、〈まったく関知しておりません〉などと責任逃れできるものではない」

「条約がまとまっていけないことは、もちろん知っております。しかしその協議にまったくあずかっていないのですから、さきほどのように申し上げたのです」

「わが国の日本使節はどの港にもいる。貴国が日本とはじめて条約を結んで以後、協議している内容はすべて、わたしは知っているのだ。今後問われたなら誠実に教えよ」

「知見の及ぶかぎり。つつしんでおっしゃるとおりにいたします」^⑥

李應浚・趙準永ともに、このように知らないの一点張りだったのは、本当にそうなのか、それとも何か意を含んだのか、判然としない。いずれにせよ馬建忠がこれで、朝鮮側の態度に猜疑を深めたことだけは確かである。それは同じ日の夕刻、調印にあたる正使が申櫓に決まった旨、馬建忠に知らせにきた二品参事堂備官の金景遂なる人物との会談で、決定的なものとなる。その恭謹な物腰からかえって疑わしい感じをいだいた馬建忠は、話題を転じてかまをかけてみた。

「あなたは皇都に使節として来られたことがありますか」

「都合六、七回になります。庚申（一八六〇年）の蒙塵も、北京で実見しました」

「目撃されてどうお考えになりましたか」

「そのとき思ったことですか、いま思っていることですか」

「その当時のお考えです」

「恥辱を忍んで講和につとめられたのは、まことに後日の勝利を期されたものだ」と

「このとき諸侯は義として勤王の師をあげねばならなかったはずだ。問う、君は目撃したとき、本当にどう思ったのか」

「大義はありあっても、その力が足りません。なんとも嘆かわしいことです」

「君は陪臣なのに、にわかにこんなことに説き及ぶのは僭越ではないか」^⑦

清朝側が思っていたほどには、朝鮮政府は清朝を尊重していない、いなむしろ不遜でさえある、少なくともこの重大な局面に、そうした分子がいる。馬建忠は金景遂との会談で、それをはっきり認識したのである。

翌二四日、馬建忠はシューフェルトの来着が三日も遅れるとは、何か事故があったにちがいないと思い、丁汝昌と相談のうえ、ともなつてきた軍艦の鎮海を煙台にもどし、その途上シューフェルトの状況を調べさせ、あわせてこの間の経過をまとめた報告書を鎮海にもたせて、李鴻章に届けることを決めた。ところがその報告書が書きあがつたちょうどそのとき、シューフェルト到着の知らせが舞い込んだので、鎮海の派遣はとりやめになり、報告書もすぐには発送されなかった^⑨。三月二四日時点での馬建忠の考え方をみるのに最適なので、ここで引用しておこう。

二三日……わたしは宿舍に就いたのち、李應浚らと筆談して時を過ごし、朝鮮の朝議にさぐりを入れてみた。李應浚らははなはだ狡猾で、比較的最近のことをきいても、何かと理由をつけて、知らないというばかり。二三日の払暁、李應浚は調印にあたる大員の派遣を督促するため、辞して王京にむかった。ついで来たのは趙準永らで、かれらとも筆談してみたが、隠し事はあいかわらずだ。そこで「わが中堂（李鴻章）が大皇帝に奏請してわたしをここに派遣されたのは、ひとえに属邦の保護のためだ。そちらは誠心誠意接するのが本分なのに、どうして言を左右にできるのか」とたしなめると、趙準永らもひたすら過ちを認めたものの、一字も実情を吐露しないことにかわりなかった。……夕食後、機務衙門二品参事金景遂が会いにきて、「王京より命を奉じて参りました。大員は経理總理機務衙門事の申樞にきめ、すでに派遣しました。明日には着きます」と告げた。金景遂は年六十余で、……胸中にはすでに成案があるらしい。そこで筆談してみると、その語気は狡猾で、不遜な心中が言葉に露見しようである。だからわたしは応対が無礼だと責め、袖を払って「宿舍を」退去することにした。金景遂らは再三ひきとめたが、断じてきかなかった。いささか翻弄をこころみ、中国の派員はないがしろにできぬことを知らしめるのがねらいで、こうしてかれらの自恣を少しはくじいておけば、今後の任務もやりやすくなると考えたからである。翌朝、丁〔汝昌〕提督とともに毅然と船にもどることにし、宿舍を出ようとした矢先、突然花房義質が会いにきた。わたしが英語で会談すると、どうやらさぐりを入れようとの考えらしい。けれど

も二一日・二二日、李應浚・趙準永らがわたしに会いに来たあと、日本艦船を訪れてながらく会談したとき、弊害があったかどうかはわからなかった。花房義質が去ったあと、わたしもすぐ船にもどった。^⑭

注目すべきは、趙準永らが日本側と会談した事実を、馬建忠がひどく憂慮しているところにある。かれはこの事実とむすびつけて、自分に対する李應浚・趙準永・金景遂らの不遜な応対、ひいては朝鮮側の清朝輕視の態度を理解したからである。

もつともこれに関しては、馬建忠は二五日、王京よりもどってきた李應浚と「密談」したなかで、金景遂は「興寅君（李最應）の私人」で、「興寅君は通商の意思がなく」条約の調印を妨げようとしているのだ、との説明をうけた。^⑮これがそのまま正確な事実かどうか確かめるすべはもたないが、大意は、条約締結に反対する一派の蠢動が、馬建忠に対する金景遂の態度にあらわれたというにあるのだろう。だが馬建忠はこのとき、そうした朝鮮政府内の党派対立にはほとんど関心をしめしておらず、李應浚の説明に動かされたようにもみえない。かれにとって重要なのは、属邦条項を声明する朝鮮が、「属国」として清朝をしかるべく尊重するか、それが自分への応対で証明できるかどうかにあった。かれは自分の対応で朝鮮側の態度があらたまってくるか、それをまずみきわめることにする。

けれども李應浚との「密談」は、馬建忠にとって何も取るべきところがなかったわけではない。つづく問答には、

「正使申樞・副使金弘集は、中堂の興寅君あて書翰と貴国王あて咨文をご覧になっているのでしょうか」

「申樞は老齢ですのでわかりませんが、金弘集は見ているでしょう」

「金君の人となりは、いかがですか」

「たいそう聡明です」

「貴国王の信頼もお厚いわけですね」

「そのとおりです」

「金君は中堂のこの二書翰をみて、何とおっしゃってましたか」

「かれとはまだ会ってないので、本当に見たかどうかわかりません。見た可能性はあると思います」

「この問題はすみやかにまとまると思いますか」

「金君にあらましをお話しになればうまくゆくでしょう」^⑭

とあり、李鴻章が書面で伝えた意は、かならずしも朝鮮側全体にゆきわたっていないものの、調印にあたる副使の金弘集には、伝わっているかもしれない、との李應浚の示唆から、金弘集という人物があらためて、かれの視野に入ってきたからである。

二七日ようやく調印使節と会見することになった馬建忠は、断乎たる対処のかいあって、朝鮮側の態度が一変したのを見て安堵し、また実際に金弘集と会ってみると、はたして意にかなう「朝鮮随一の人物」^⑮だったので、立ち入った議論をここらみることにした。

「去年あなたが日本に奉使されて提案された通商章程を、天津で拝読しましたが、水も漏らさぬで言えば、感服にたえません」
「恐縮です……」

「……過日、花房義質が入京する途中、仁川に立ち寄ったので、かれと話し込んで、何を考えているのか、少し窺ってみました。税則の問題に口舌を費やしていましたが」

「まことにとおっしゃるとおりで、花房はわが国に来て、何年も税則を協議しているのですが、けつきよく折り合わず、きわめて憂慮しています。どうすればまとまるのでしょうか」

「中堂は天津にて、あなたが去年日本に提案された税則をご覧になり、これでは日本の外務省もうけいれまいと考えられ、アメリカと条約を交渉するこの機会に乘じ、税則もおおむねそこに掲げることになりました。貴国がすみやかにアメリカと条約を調印し、日本に示されたら、日本がいかに狡猾であろうと、最後まで譲らないことは断じてありますまい」

「伯相大人（李鴻章）におかれましては、わが国のために周到なる手配をいただき、感謝の意は申し上げようありません」^⑮

この金弘集との初会談は重要である。シューフェルト条約が関税において、日本に対抗するよりどころとなりうることを、馬建忠が公式にはじめて朝鮮側に伝えたからである。

天津で李鴻章がシューフェルトと暫定的な合意に達した税率は、光緒八年はじめ馬建忠が起草した清朝側の原案にもとづき、輸入が一般品一〇%、奢侈品三〇%、輸出がすべて五%で、当時の日本に対する朝鮮の要求とほぼ同じになっている。これは馬建忠が草案起草のとき、朝鮮が日本に提案した税則を参照したからだとおぼしく、朝鮮に対する日本の主張を却けるねらいも、そこには含まれていた。^⑯もつとも、それをことさらにこの時点で、金弘集という人物に語ったのには、一つの理由が考えられる。馬建忠は朝鮮にきて遭遇した、「属国」の分をわきまえぬ朝鮮側の態度が、日本側とのつながりから生じていると判断し、それを引き裂く必要を痛感した。かれは花房義質との会談で、税則がなお朝鮮と日本の争点となっていることを確認し、金弘集の名前を耳にするにおよんで、それが日朝離間に利用できると考えたのであろう。金弘集が日本との関税交渉を手がけ、日本側の主張とあいられない税則の草案を考案、起草した、^⑰いわば日本との対立を体现する人物だったからである。しかもその草案の内容は、シューフェルトとの条約にもとりこまれており、この点で朝鮮と清朝は同じ立場に立つことができる。税率という、現実には日本と朝鮮が対立している具体的な問題をとりあげて、その対立を助長しつつ、清朝側が朝鮮側に荷担しその歛心を買うことで、朝鮮を「属国」としてしたがわせようとする構想が、このとき馬建忠のなかで、にわかに熟したと思われる。

その証拠に同じ日、ふたたび金弘集と会談したさい、馬建忠はただちに、前日シューフェルトの意向を確認しておいた属邦条項の本题に入り、朝鮮国王がその趣旨を声明した照会をアメリカ大統領にわたす、との案を提示している。

「……これは措辞が難しいだろうと思って、僭越ながら代わりに起草してきました。ひとまずご覧ください」

「代作までいただき、感謝にたえません。重大な問題ですから、わたしが専決できませんので、正使（の申樞）と相談のうえ、国

王におとりつぎいたします」^②

金弘集は副使たる立場上、慎重な回答に終始したものの、馬建忠はここでもうやく、事態が好転した手ごたえを感じた。属邦条項に代替する照会を、自分の手になる草案に照らして、作成させることにも成功したからである。こうして金弘集を通じ、自分の任務完遂への道筋をつけることができた馬建忠は、以後も金弘集を腹心とみなし、もっぱらかれと協議して事運び、四月初六日の調印にいたるのである。

- ① 以上は『中日韓』五七八頁、Paulin, op. cit., pp. 493-494. を参照。
- ② 奥平前掲書、一三六―一四〇頁。『記行』頁二、『中日韓』六二―六三頁。
- ③ 『記行』頁四―五、『中日韓』六二六頁。
- ④ 同上、六三二―六三三頁。
- ⑤ 『記行』頁五、『中日韓』六二六頁、六三三―六三四頁。
- ⑥ 同上、六三四―六三五頁。趙準水の「視察」すなわち「朝土遊覧」の詳細については、たとえば、許東賢「二八八一年朝鮮朝士日本視察團에 관한 一研究」――『聞見事件類』와 『隨聞錄』을 중심으로――『韓國史研究』第五二号、一九八六年を参照。
- ⑦ 『記行』頁七、『中日韓』六二七頁。
- ⑧ 同上、六三六―六三七頁。
- ⑨ 『記行』頁七、『中日韓』六二七―六二八頁。報告書をすぐには送らなかったことは、『記行』頁二、『中日韓』六二二頁をみよ。
- ⑩ 同上、六一九―六二〇頁。李應浚との筆談の日付が一日ずれているが、これは二二日午後の仁川府知府鄭志鎔との筆談（同上、六三三頁）とまとめていったものだろう。花房義質との会談は漢文での記録が、同上、六三七―六四〇頁にある。ここで馬建忠は、趙準水から聞き出せなかった日本と朝鮮との交渉の状況を、だいたいの把握したようである。
- ⑪ 前註の引用文では、おそらくは二日に、李應浚も日本船を訪れた、といっているが、その事実はほかの史料にみあたらず、確認できない。
- ⑫ 『中日韓』六四〇―六四一頁。
- ⑬ これについては、宋炳基前掲論文「二二〇―二二三頁が考察を試みているけれども、反対派と李最應、それから金景遂らとのつながりはお決め手を欠く。
- ⑭ 『中日韓』六四一―六四二頁。
- ⑮ 『記行』頁九、『中日韓』六二九―六三〇頁。
- ⑯ 同上、六四三頁。
- ⑰ 光緒七年はじめの馬建忠起草の条約案は、たんに輸入品一〇%、輸出品五%（同上、四七四頁）とするだけで、光緒八年一月になって奢侈品三〇%の項目が挿入された（同上、五五三頁）ところからも、朝鮮側が一八八一年、日本に提案した税率（『日本外交文書』第一四巻、三三一頁）を参照したことがわかる。
- ⑱ 前掲『陰暗史』高宗一八年辛巳十一月三日の条、三〇頁。
- ⑲ 前註⑮所引の筆談は、金弘集が一八八一年、日本に使用して税則の草案を提示した、といっているが、この年の第三次修信使は趙秉鎬である。金弘集が修信使として日本に赴いたのは、いうまでもなく一八八

〇年であり、このあたり誤りだともいえる。金弘集はこのとき、いったん輸出入五％を基本とした草案をつくり、一八八〇年八月二日、日本側に提出した（神川彦松監修・金正明編『日韓外交資料集成 第二卷 壬午事変編』巖南堂書店、一九六六年、四二〇―四二二頁、金弘集『修信使日記』、高麗大學校中央圖書館編『金弘集遺稿』高麗大學校出版部、一九七六年、所収、二九七―二九八頁）が、その二日後の何如璋との会談で、日本側の条約改正の企図を知り（同上、三二六頁）、にわかにその税率をとりこんで、輸入品（〇％）を提案した（前掲『日韓外交資料集成』四三三頁）。だからかれが日本に使したときは、筆談にいうような税則草案は存在しない。金弘集の帰国後、まもなく花房義質が朝鮮にわたると、金弘集みずからその折衝にあたり、

三 「属国自主」と馬建忠

四月初三日、朝鮮国王から照会と全権状が、申樞・金弘集のもとにとどき、ようやく正式の調印にむけて動きだせるようになると、馬建忠も「条約問題はほぼ決着した」と判断し、本国にまだ何も報告していなかったため、あらためて李鴻章に報告書を送ることを決定する。^①アメリカ・朝鮮双方の全権状を確認、調印の日時・場所も決定し、準備いっさい整った翌日、報告書も書きあがって発送された。その後半部分は、さきに引用した三月二四日付の報告書の続篇をなし、その後の経過がまとめてあるので、段落をきって紹介し、説明と補足を適宜くわえて、本稿のまとめにかえよう。

だが朝鮮は日本人に惑わされて以来、中国に対し傲慢不敬をあからさまにしめさないまでも、狡猾な心をもっていないわけではない。二四日より船にもどり、関係決裂をおわせると、ようやく中国の人士があなどれないことをさとした。

この段は三月二四日付の報告書をうけ、馬建忠みずからの対応を要約したもので、朝鮮側の不遜な態度が日本の影響によるとした、かれの理解をここではつきり記している。

このときはじめて、日本での提案にもづく具体的な草案を準備して関税交渉にのぞんだ（許東賢前掲論文、一〇五頁）。ところが花房義質が、日本政府から権限を委ねられていないとして、議定に応じなかった（『日本外交文書』第二三卷、四二七頁、同第一四卷、一九九頁）ため、朝鮮側は趙秉鎬の日本での交渉に委ねざるをえなかった（同上、三二七頁）のである。朝鮮で金弘集が準備した草案と、日本で趙秉鎬が提示したそれとのあいだには、若干の出入がある（許東賢前掲論文、一五一頁）が、以上の経緯から判断して、趙秉鎬の税則草案も実質的には金弘集の手になる蓋然性が高い。引用の筆談も、そう解釈すべきものだろう。

②〇 『中日韓』六四四―六四六頁。

その結果とさらなる対応をひきつづき述べたのが、次の段である。

そのため金景遂たち、およびそのあとに王京から来る者は、みなますます恭謹になり、朝鮮国王もついに承旨官に名刺をもたせ挨拶によこした。その狡猾な心も、もはやそれまでのようではない。ここでもし朝鮮は中国の属邦であると声明せよといえば、情勢からみてよもや背くことなどあるまい。けれども万一惑わされたままで、言を左右にいいぬけられたら、アメリカ・日本両国の艦船が近くでみているので、朝廷の体面に傷がつくのがきわめて心配だ。そこで臨機応変の術をまじえてかれらを操ろうと考え、二七日、一方でわが威を張るため、条約調印のための正使申樞と副使金弘集が乗船して挨拶に来たとき、先站隊に大砲を打たせ、他方で朝鮮側の意気をくじくため、陪臣某に国王の代わりに三跪九叩の礼を行わせ、謹んで皇太后・皇上の聖安を伺わせた。しかるのち筆談に載せてある文言をもつてして、おもむろに導き、こちらのいうことをよろこんで聴くようにさせるかたわら、前もって照会の草稿を代作しておき、自主の名をゆるしながら、実際には朝鮮が属邦たることを表明した。金宏集らはこれを見ると、みな欣然、このとおりお願いします、といった。ただちに翌日、李應浚に命じてその照会の草稿を王京にもちかえらせ、朝鮮国王にそれに照らした照会の作成を要請させた。

この段の後半の記述から、三月二七日が馬建忠にとつての転機だったことがよくわかる。金弘集を相手にした馬建忠の駆引は、「筆談に載せてある文言」以下がそれに相当し、先述のとおりだと確認できる。

最後の第三段は、四月に入ってから、調印の準備ができるまでの経過を記す。

ひきつづきほかの条項をも協議したが、大きな異議はほとんどなかった。ただ米糧輸出の一条だけは、申樞・金宏集ともに「わが国の朝議にも民情にもさしつかえがある」といって、輸出禁止をかくく求めた。シューフェルトのほうは禁止を断乎みとめようとせず、数日間意見が対立したままだったので、金弘集は「仁川港だけは、米の輸出をみとめない」との一文を注記することを提案したが、わたしは「曖昧だ」といって、これを「すでに開港している仁川のみは、各種米糧は一律に搬出を禁止する」とあらため、いっそう周到な内容とした。シューフェルトにくりかえし打診してみたところ、……ついにやむなくこちらの提案を認めた。初三

日、正式な照会が届いた。代作どおり書いてあり、一字もあらためていない。……現在（初四日）シューフェルトをとらなつて仁川にゆき、申樞・金宏集と金權狀の交換をすませ、初六日に済物浦に会して調印することを約した。

ここでやや立ち入って言及される米糧輸出は、天津で李鴻章が署名した条約草案に加筆が施されたため、ことさら具体的な報告に及んだものだろう。一読するだけだと、アメリカとの二国間の問題のように見えるかもしれない。しかしこれもじつは、日本と朝鮮のあいだの、しかも金弘集が交渉にあたつた懸案であつた。仁川での米穀輸出禁止は、かれがこの前年に花房義質との交渉で提案したものであり、朝鮮側としてはこれだけは、日本との関係上、譲れなかつた。馬建忠はこの条項の不一致だけで、アメリカとの条約が成立しないのは惜しいと、はじめは朝鮮側の主張をしりぞけようとしたが、けっきょくは引用文にあるとおり、かれみずからシューフェルトとの交渉をうけもつて、朝鮮側の要求を通した。これも馬建忠にとつてみれば、関税問題と同じく、日本と対立する懸案を朝鮮側に有利に導き、朝鮮側の歛心を買つて清朝にしたがわせる工作の一環だつたといつてよい。

このように以上の三段を貫くのは、日本の敵視である。属邦条項の解決を任務として朝鮮にきた馬建忠は、その趣旨にふさわしくない、清朝を軽んずる朝鮮側の態度に直面した。かれがみいだしたその原因は、日本の影響、より具体的には花房義質の存在にあつた。だから朝鮮の態度を矯めようとするれば、まず日本の影響を排除する必要がある、それには日本と朝鮮を対立させねばならない。朝鮮と日本の関係悪化が、とりもなおさず朝鮮と清朝の関係強化になるという一種の公式がここに成立し、こうした文面になつたわけである。

もちろんさかのほつてみれば、朝鮮に西洋諸国と条約を締結させる方針じたいが、日本を念頭においていたのは確かである。だがそれは、日本の朝鮮併合という将来の可能性を未然になくする、あくまで牽制の意味にすぎない。李鴻章は天津の交渉で、シューフェルトが江華条約を「藍本」とするのに難色をしめしたけれども、それは「属国自主」を明確にできないという意味を出していない。いずれもその時々日本の日本と朝鮮の関係をくわしくみきわめ、それが清朝と朝鮮の關係に、

具体的に抵触すると意識したうえでのもものではなかった。それをはっきり自覚したのが、朝鮮における馬建忠であった。

したがってシューフエルト条約は、馬建忠の活動を通じ、時を同じくして進んでいた花房義質の交渉、ひいてはその前提をなす江華条約をくつがえす、そうした日本に対するアンチ・テーゼの性格を色濃く帯びるようになる。その間の消息は、条約の調印にあたり、つねに花房義質の動向を気遣い、かれを出し抜こうとしたところから看取できよう。調印の日取りもそうだし、調印後も日本側に条約の内容をもらさないう配慮したのもそうである。馬建忠が金弘集を突破口にしたため、結果的に関税と米糧輸出が、花房義質の交渉と対立する案件となったが、その背後にあったのは、もちろん属邦条項の理念である。

属邦条項の本来のねらいは、日本をふくめ西洋諸国に自明でなかった「属国自主」を確認せしめるにあった。そこで規定すべき朝鮮の「属国自主」とは、李鴻章・清朝側にとって「属国」が第一義だったのは明白だろう。けれども当初よりそれをはっきり意識し、どのように「属国」に重きをおけばよいか、そこまで配慮が及んでいたわけではない。馬建忠はその「属国」に背馳する事例に対処するなかで、既成の「属国自主」を謳っただけの条文に、あらたな意味と方向を指し示した。第二段の傍線部がそれを端的に表現している。これはかれが三月二四日付報告書の末尾に「懐柔のなかにも、戦慄の意を寓し、かならず情勢を好転させる」と述べた、その時点での方針を具体化させた結論である。すなわち朝鮮を「懐柔」して「自主」をゆるしはしても、それは名目にとどめ、「戦慄」させて「属邦」の実質を明らかにしてゆく、もう一步ふみこんでいえば、「自主」はあくまで実体化させないというのが、朝鮮現地であつた馬建忠の着想であつた。^⑦

これは朝鮮側とは、逆の方向をゆくものであつた。第一節でみたように、『朝鮮策略』から出発した朝鮮側の「属国自主」の解釈は、「属国」を「自主」の手段とする傾向を強くもっていたからである。清朝側からみるかぎり、それが清朝から完全に離脱独立するとまではいかにないにせよ、「属国」を形骸化してゆくように見えても無理はないし、そう見えた以上は、その動きと反対の方向に圧力をかけて、ひきもとそうするのも当然である。もつとも馬建忠の接触した人物た

ちが不遜な態度をとったのは、直接そうした理由によるものかどうか、さだかではない。しかし馬建忠がかれらに対する觀察を通じ、朝鮮・清朝・日本関係の、大局的・客観的な推移の核心をとらえたとはいえよう。シューフエルト条約が日本の利害と対置されたのにもない、属邦条項もその意味において、清朝と朝鮮との関係再編を具体的に企図するものとなったのである。

それなら馬建忠の活動によって、清朝・朝鮮双方がかれの企図した関係再編で、足並みをそろえたのかといえば、そうはいかない。朝鮮での条約調印というこの局面、そのとき日本と対立していた個々の案件での利害なら、金弘集を接点にひとまず一致したといえるかもしれない。しかし清朝と朝鮮の関係全体を覆う「属国自主」に対する考え方が、出発点より相反していたから、両者のあいだの矛盾はなお根底で残らざるをえなかったし、それが往々にして別の局面で表面化するのも、またまぬかれなかった。

その典型的な一例として、同じ年の四月初めから始まり、壬午変乱の勃発で中断し、九月初めによくまとまった、朝鮮の問議官魚允中の対清交渉があげられる。その交渉の結果、結ばれたのが中朝商民水陸貿易章程であり、その最大の特徴はいうまでもなく、シューフエルト条約で焦点となった属邦条項の趣旨が、明記されたところにある。その局面で交渉に加わったのが、ほかならぬ馬建忠で、かれは周馥との連名で次のように述べる。

魚允中は「貿易章程に各国〔の条約〕とくいちがうところがある。〔清朝と朝鮮の〕関係上そうならざるをえないといっても、この貿易章程は事大の典礼とはおのずから異なる観点によるのだから、各国がそのくいちがいを援用してゐるのではないかと心配だ」というが、われわれの考え方はちがう。事大という以上、小と大とのつながりがなければならず、そのつながりは表面的な典礼のみならず、内実ある名分に裏打ちされねばならぬ。……「貿易章程が〔条約と〕くいちがうところは、他国が援用するかもしれない」との魚允中の憂慮は、次のような名・実の所在を知らないことによる。他国が結ぶのは条約で、両国の批准をへてはじめて施行されるのに対し、いま決めようとするのは章程であつて、朝廷が特別に許可するものである。一方は対等の二国間でとりむ

すぶ契約だが、他方は上と下との間で決まる規則である。名称が異なり、その実質もしたがって同じでない。……他国があるいはくいちがう箇所朝鮮を責めるのが心配だというが、それは朝鮮の君臣がどちらつかずの態度をとり、三百年清朝に臣服してきた心を明確にせず、責める相手の口を閉ざし意気を奪おうとしないからだ。これでは日本の士大夫がことあるごとに、朝鮮はみずから独立と半立の間にいる、と笑うのも無理はない。……要するに、このたび定める貿易章程は、対等の諸国がとりむすぶ条約とは実質的に異なる。どうしても他国の援用による要求が心配なら、「朝鮮久列中國屬邦、所定水陸貿易章程、係中國優待屬邦之意、不在各與國一體均霑之例」という一条を、章程の末尾あるいは首文に加えればよい。章程のなかに少しでも他国「の条約」とくいちがいがあから、あくまで同じにせねばならないと魚允中が求めるなら、それは朝鮮が隠然中国と対等になろうとすること、日本人への恐れを知るだけで、中国は恐れていないという意味にはかならない。^⑧

この段階までくると、シューフエルト条約調印で実地に形成された馬建忠の朝鮮観は、いっそう明快に整っており、なかなしく傍線部から「属国」の形骸化、清朝の軽視、日本との関係という論点が目瞭然であろう。馬建忠は魚允中の異議申し立てがそれらから発したものと断じ、自分が属邦条項にこめた企図に、朝鮮側が依然として承服していないことを痛感し、ことさら朝鮮にむけて直接、属邦条項を明記せねばならなくなったのである。そしてあくまで馬建忠一人のものにすぎなかった朝鮮観と属邦条項の意味づけが、このときはもはや清朝側の公式な立場になりつつあったところも、看過してはならない。

李鴻章流の漠然とした「属国自主」に対応し、金允植流の考え方を漠然ともっていた朝鮮側も、清朝側がこのように態度を鮮明にしたことで、それに応ずるいっそう明確な出方をせまられる。既往の方針をあらためて、「自主」を弱め「属国」を強化する馬建忠⇨清朝の方向に沿うのか、それとも既往の方針を徹底させて、あくまで「自主」を追求するのか。開国を是とする朝鮮の人士も岐路にたたされ、ついに事大党と独立党の内部分裂をひきおこす。しかも根底にある清朝と朝鮮との考え方の矛盾から、独立党はいわずもがな、事大党政権でさえ、馬建忠⇨清朝の意向にまったく合致した対応を、

終始とりつづけることはできなかった。そこに清朝と日本の勢力がくいこんでくる。一八八二年が清朝・朝鮮・日本の関係にとって転機たるゆえんは、こうした馬建忠の「属国自主」を軸に説明できるであろう。^⑩

① 『記行』頁一一、『中日韓』六三二頁。

② 『記行』頁二一～二三、『中日韓』六二一～六三三頁。

③ 『日本外交文書』第一四卷、三四七～三四九頁。金弘集は一八八〇年の渡日のさい、米穀輸出の全面禁止を要求しており（前掲『日韓外交資料集成』四二四～四二五、四二七頁、仁川にかぎった輸出禁止は、朝鮮側としては一定の譲歩であった。まだ決着していないその交渉も、一八八二年、朝鮮に赴任した花房義質の任務の一つだった（『日本外交文書』第一五卷、一九三頁）。

④ 『中日韓』六四九頁。

⑤ 同上、六五二～六五三、六五四頁。たとえば『記行』頁一五は、その成果を強調する。奥平前掲書、一四九～一五〇頁は、誤読もあり、体系的な説明にもなっていないが、「東行初録」の末尾を引きつつ、そうした日本に対する馬建忠の態度に言及する。

⑥ 『中日韓』六二〇～六二二頁。

⑦ 「属邦」と「自主」を分ける考え方は、何如璋との議論のときにまでさかのぼるけれども、最終的に、従来の「属国自主」のように「属邦」はすなわち「自主」だとはできず、両者あい矛盾したものとなったのはこのときである。何如璋の考え方に接近したとはいえるが、同一だとみる（原田環「清における朝鮮の開国近代化論——『朝鮮策略』と『主持朝鮮外交議』——」、同前掲書、二六三、二六四頁、秋月前掲「朝中貿易交渉の経緯」一〇一頁）のは誤りである。なるべく朝鮮からの抵抗を受けないよう配慮して、従来の「属国自主」から出発したのが前提で、現実には朝鮮の対応を受けたうえで矛盾を自覚した

のだから、観念的に「属邦」をもって「自主」を否定しようとする何如璋と同一の構想にはなりきれない。表向き従来どおり「属国自主」を掲げつつ、その「自主」を形骸化する方針に落ち着かざるをえなかった。少なくとも朝鮮に関するかぎり、茂木氏のいう「形式Ⅱ自主・実質Ⅱ介入」は、馬建忠においてはじめて定式化されたものである。

⑧ 前掲『清季中日韓關係史料』第三卷、九八四、九八五～九八六頁。

⑨ この魚允中の交渉に限定しても、これは次の二点から説明できる。まずいうまでもないことだが、李鴻章が前註の引用文を全面的に支持した（同上、九七九頁）点である。第二には、これよりさき四月中に決着をみた、いわゆる「派使駐京」問題である。これについては、すでに秋月前掲論文の考察があるが、私見をつくわえておこう。

魚允中が四月初一日、書面で提示した朝鮮側の要求（前掲『從政年表』高宗十九年壬午四月初一日の条、一三〇～一三一頁）を清朝側と討議したのは、四月初三日である。折衝にあたった周馥は、すでにこの時点で「派使駐京」に否定的であった（『中日韓』五九一頁）。馬建忠の報告書はまだ送付されていないが、周馥も魚允中の要求から、馬建忠が朝鮮で感じたことを漠然と感じとったのかもしれない。

魚允中らは四月一三日、署理北洋大臣の張樹聲と（前掲『陰晴史』高宗十九年壬午四月一三日の条、一三八～一三九頁）、一八日にはふたたび周馥と会談し（『中日韓』五九八～五九九頁）、まず北京に上り、礼部に行くよう命ぜられた。張樹聲・周馥がこう指示した背後に、馬建忠の影響がうかがわれる。四月初四日付の馬建忠の報告書は、遅く

とも四月二日には北洋大臣衙門に届いており（前掲『陰晴史』「高宗一九年壬午四月二日の条、一三七頁」、魚允中の要求に違和感を覚えた周復も張樹聲も、これを読んで、なぜ朝鮮側の要求がそうなったのか腑に落ちて、これを北洋大臣所轄の「洋務」ではなく、むしろ礼部所轄の「事大の典礼」として処理するなかで、正式に拒否する手順にしたのであろう。

張樹聲は魚允中を送りだしたのち、おそらくその北京到着の時機をみはからって四月二四日、上奏して馬建忠の報告を朝廷にとりつぎ、かれの報告書をはじめいっさいの復命書の写しを総理衙門に送付した（『中日韓』六〇六―六〇九頁）。いっぽう礼部が魚允中から咨文を受理したのは、張樹聲の上奏と同じ四月二四日（前掲『清光緒朝中日交渉史料』巻三、頁一六）、これをとりついだ礼部の奏文に対する訓令がでたのが、四月二九日である。その間に礼部には、張樹聲の奏文およびそれに添付された関連資料がまわってきた（『中日韓』六六八―六七八頁）。馬建忠の復命書そのものを礼部にまわす命令は出ていないが、その要点は張樹聲が奏文中に記しているし、必要なら閲覧も不可能でなかっただろうから、礼部も馬建忠の描く朝鮮側の姿勢は知悉していたといつてよい。そう考えると、礼部の奏文が馬建忠と同じみかたを示し（前掲『清光緒朝中日交渉史料』巻三、頁一六一―一七一七―一七八）、これをうけただちに、魚允中の「派使駐京」の要求が却下された（同上、頁一八）のも、容易に理解できるし、ここですで

に馬建忠の考え方が、清朝側当局の見解になりつつあったともいえる。秋月氏が描いた事実経過も、馬建忠の影響を考えあわせれば、いっそう理解しやすくなる。

⑩ もちろん物理的な武力でそれを決定づけたのは、壬午変乱の過程で清朝が出兵したことにあるが、これも前註と同じ文脈で説明できる。署理北洋大臣張樹聲がすみやかに軍艦の派遣を決意したのは、かねてより朝鮮の態度および日本との結びつきに危惧をいだき、日本の機先を制そうとしたからである。そしてかれのそうした朝鮮観・日本観は、馬建忠の復命によって、形づくられたものだった。これはたとえば、軍艦派遣を総理衙門に打診する張樹聲の書翰（『中日韓』七三四、七四八頁）を、本稿で論じた馬建忠の朝鮮観・日本観とつきあわせれば、明白である。張樹聲と服喪中の「自重的」な李鴻章との「路線」のちがいで「從來と異なる機敏な対応」「敏速かつ積極的な介入」がなされたとみる（たとえば高橋前掲書、三七、一一三、一一八、一三二頁）のは、適切でないと思われる。もちろんこのみかたには、壬午変乱後の清朝・李鴻章の対朝鮮政策の性格づけも大きく関わっているが、それは稿をあらためて扱いたい。

（富崎大学教育文化学部助教 〇〇〇〇〇）

Ma Chien-chung's First Mission to Korea in 1882

by

OKAMOTO Takashi

The year of 1882 was a crucial turning point in the relations between Korea, Japan and the Chinese Empire. Ma Chien-chung, one of Li Hung-chang's protégés, proved to be important to the march of events of that year. This paper is to inquire into his role with special reference to the U. S.-Korean Treaty of 1882.

The original object of Ma's first mission to Korea was to let the Americans recognize Chinese suzerainty over Korea, which Li Hung-chang was anxious to preserve in his negotiations with Commodore Robert W. Shufeldt in Tientsin. Ma had been planning to request the king of Korea to send a letter to the president of the United States to the effect that Korea was a state tributary to China. After arriving at Inch'ŏn, however, he recognized the arrogant attitude of Korean officials regardless of Korea's dependent status towards China.

In the traditional suzerain-dependency relationship between China and Korea, the kings of Korea had exercised full autonomy in all matters of internal administration and foreign relations. In 1876, moreover, the Koreans had concluded the Kanghwa Treaty with the Japanese stipulating that "Chosen [Korea] being an autonomous state enjoys the same right as does Japan." In view of these facts, some Korean officials at that time, such as Kim Yun-sik, a Korean envoy to China, though never opposed to Chinese suzerainty over Korea, interpreted it as China's protection of Korean autonomy.

As a matter of fact, it is unclear whether the arrogant attitude towards the Chinese was caused only by the interpretation mentioned above. But Ma found that the Koreans had been influenced by the Japanese enough to lose their respect for China. Therefore, he sought a rupture between the Koreans and the Japanese and a reorganization of Sino-Korean relationship. In order to make the Koreans submit to the Chinese, on one hand, he favored the Korean interest in the Korean-Japanese negotiations of the Tariff and Trade regulations. On the other hand, he enhanced the dependence of Korea on China, stating that her autonomy was only in name. China's policy of intervention in Korea after the outbreak of the *Imo* Revolt of 1882 was based on Ma's views against Japan's Korean policy and Korea's autonomy.